# 令和５年度 出雲市社会福祉法人指導監査実施計画

出雲市社会福祉法人指導監査実施要綱第７条の規定に基づき、令和５年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

## １　実施方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているかを、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき、３に定めるところにより計画的に実施する。

①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び施設運営の確保

②法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

## ２　重点指導監査項目

社会福祉法の改正（平成 29 年度施行）に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、他でみられた特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害の発生、感染症の拡大を受け、利用者の安全確保を図りつつ、感染症及び災害等発生時における最低限度のサービス提供を維持するための具体的な事業継続計画（ＢＣＰ）について、調書に確認項目を設け、策定等を促す。

【法人本部】

①組織運営関係

ア　定款及び諸規程の整備と運用

イ　適正な評議員及び役員等の選任手続き及び適正な理事会・評議員会運営の確保

ウ　監事監査機能の強化

②管理・経理関係

ア　適正な会計処理（適正な契約事務、法人外資金流出への厳正な対応）

イ　適切な資産管理

ウ　定款、計算書類等の備え置き、情報の公表

エ　役員等報酬等の支給状況の確認

## ３　指導監査の対象・実施時期及び実施形態

指導監査の対象、実施時期については別に定める。また、実施形態については実地監査とする。

## ４　監査調書等

監査調書等の様式は、「社会福祉法人自主点検表【法人本部編】【会計管理編】」及び「状況調査資料」とし、内容は別に定める。

※効率的に実地監査を実施するため、補足資料として「状況調査資料」の提出を求める。